

平成25年度被災農業者向け経営体育成支援事業及び平成26年度被災農業者向け経営体育成支援事業の実施について（平成25年度の大雪）

〔 25 経営第 3950 号
平成 26 年 3 月 28 日
農林水産省経営局長通知 〕

平成25年度の大雪による農業被害により、農産物の生産に必要な施設の損壊等、農業経営の安定化に支障をきたす事態となっており、当該施設の再建等の支援を緊急的に実施する必要がある。

このため、経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）により緊急的な対策を実施することとしたので円滑かつ適切な実施に御配慮をお願いする。

なお、実施要綱の第3の1のただし書、別表1の2の（1）及び別記2の第1の2の（1）のイの（ア）の規定に基づき対象となる気象災害、事業要件及び事業内容を別紙のとおり定め実施することとしたので御了知願いたい。

おって、貴局管内の都府県知事には貴職から通知されたい。

別紙

1 対象となる気象災害

平成25年度の大雪

2 事業要件

- (1) 助成対象者が取り組む事業内容について、平成25年11月1日以降の取組であること。
- (2) 都道府県及び事業実施主体は、1の気象災害による復旧等のために実施する被災農業者向け経営体育成支援事業を平成26年度に終了すること。

3 事業内容

- (1) 実施要綱別記2の第1の2の(1)のイの(ア)のaからdまでとする。
- (2) (1)の事業内容については、同要綱別記2の第3の1の(1)の国の助成措置等を以下のとおり読み替えるものとする

ア 事業実施主体ごとの国の補助率は、2分の1以内とし、被災支援計画に位置付けられた助成対象者の国の助成金の額を合計した額を補助するものとする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する国の助成金の額は、助成の対象となる復旧、取得又は修繕に係る施設等ごとに助成の対象となる事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額とする。

なお、助成対象者は、地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）による支援又は本事業に要する経費についてプロジェクト融資を受けているものとする。

その際、都道府県及び市町村は、農業者の負担を最小化するための助成を行うよう努めるものとする。

ウ 助成の対象となる復旧、取得又は修繕に係る施設が園芸施設共済に加入している場合には、イで算定する助成金の額と園芸施設共済のうち特定園芸施設及び附帯施設の支払共済金に2分の1を乗じて得た額の合計額が助成の対象となる事業に要する経費の2分の1を超えないものとする。

- (3) 上記(1)に加えて、被災した農産物の生産に係る施設の撤去を対象とする。

① この場合、被災農業者の農業経営が継続されるものとする。

② 国の助成措置等は、以下のとおりとする。

ア 事業実施主体ごとの国の補助率は、2分の1以内とし、被災支援計画に位置付けられた助成対象者の国の助成金の額を合計した額を補助するものとする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する国の助成金の額は、対象となる被災施設の面積に以下の助成単価表の助成単価を乗じて得た額又は事業に要する経費のい

いずれか低い額に2分の1を乗じて得た額を限度とする。

ウ アの国の補助に当たっては、地方公共団体が国の助成金の額以上を助成しているものとする。

エ 助成の対象となる撤去施設が園芸施設共済に加入している場合には、イで算定する助成金の額と園芸施設共済のうち施設の撤去に係る支払共済金に2分の1を乗じて得た額の合計額が助成の対象となる事業に要する経費の2分の1を超えないものとする。

助成単価表

種類	助成単価
① 被覆材がガラスのハウス	1,200円/m ²
② 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス（骨材に鋼材を使っているもの、又は主要部分に鋼材を使っていない場合でも強度を向上させた構造（はり、筋交い、主要部分に通常部分より太いパイプを使用している等）であるものを含む。）。	880円/m ²
③ 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス	290円/m ²
④ 畜舎	4,500円/m ²
⑤ 自力撤去	110円/m ²
⑥ その他	ア 上記施設以外の施設については、上記単価に準じる（具体的には、果樹棚等は上記③又は⑤、農作業用施設等は④に準じる。）もの

とする。

イ ただし、以下（ア）～（ウ）を満たす場合であって、上記の助成単価を超えることがやむを得ないと市町村が特別に認める場合は、都道府県と協議の上、市町村が認める額を助成単価とすることができるものとする（自力撤去は除く。）。

（ア）以下のいずれかの理由により国が定めた助成単価によることが困難であること。

i 施設の設置場所が傾斜地であるために平地での撤去作業に比べて費用が増加する場合。

ii 施設が鉄筋コンクリート造りであるために撤去費用が増加する場合。

iii 施設内の搾乳施設、給餌施設、ケージ、水耕栽培システムの撤去のために本体施設の撤去とは別に費用が増加する場合。

iv 施設の基礎部分の解体が必要なために費用が増加する場合。

v 断熱材を使用しているために廃棄資材の処理費用が増加する場合。

vi 上記 i から v と同等の特別な事情がある場合。

（イ）複数の業者から見積もり等を徴取することにより国の助成単価を超える撤去費用の妥当性が確認されていること。

（ウ）市町村が発注する公共事業等の単価・歩掛かりを準用した積算と比較・検討し適正であると確認されていること。

4 様式について

（1）実施要綱別記2の別紙様式各号については、以下の別紙様式各号により作成するものとする。

- ア 別紙様式第2-1号及び同号別添1は、別紙様式第2-①及び同号別添1により作成するものとする。
- イ 別紙様式第2-3号は、別紙様式第2-③により作成するものとする。
- ウ 別紙様式第2-3号別添1は、別紙様式第2-③別添1により作成するものとする。
- エ 原形復旧以上の施設の整備を行う場合の本事業による助成は、被災前の施設を原形復旧する範囲までとするとともに、助成対象外の事業内容を明らかにするため、別紙様式第2-①別添2を作成し、別紙様式第2-①の添付資料に追加し、その状況を明らかにするものとする。
- なお、財産管理については、助成対象となった事業内容のみならず助成対象とならない事業内容を含めて適切に実施するものとする。
- オ 3の(3)の②のイの助成単価表の⑥のイにおいて、市町村が特別に認める単価を設定する場合には、別紙様式第2-①別添3を作成し、別紙様式第2-①の添付資料に追加し、都道府県と協議するものとする。

5 その他

- (1) 事業の着工に当たっては、入札又は見積もり合わせを行うなどにより事業費の低減に努めるものとする。
- ただし、被災支援計画の承認までに実施したものは、この限りではないが、本通知の施行日以降は、都道府県は、入札若しくは見積もり合わせを行うなどにより事業費の低減に努めるよう事業実施主体を指導し、事業実施主体は助成対象者を指導するものとする。
- (2) 園芸施設共済に加入している農業者については、本事業の実施に当たり、農業共済組合に連絡の上、必要な調整を図るものとする。
- (3) 都道府県及び市町村は農業共済組合と連携して、本事業の実施に当たり、当該地域の園芸施設共済の加入の促進を図るものとする。

附則

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度被災農業者向け経営体育成支援事業（平成25年度の大雪）については、公布の日から適用する。
- 2 平成25年度中に事業を実施し、被災支援計画の承認を了していない取組については、平成25年度及び平成26年度の予算の双方を活用できるものとする。

平成26年度被災農業者経営支援計画書

都道府県名	市町村名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

I 成果目標

成果目標項目	被災前の経営体数	被災後の経営体数 (計画時)	復旧後の経営体数 (計画)
被災農業者の農業経営の維持			

II 地域農業の経営改善を図るための取組

項目	被災前の経営体数	被災後の経営体数 (計画時)	復旧後の経営体数 (計画)
農業経営の改善に関する取組			

(注1) 事業実施要綱別記2の第1の2の(1)のイの(ア)のdのうち農業用機械を整備する場合に記載すること。
 (注2) (別紙様式2-①別添1) 融資等活用型補助事業対象経営体調査のうち「V 農業経営の状況の(2) 農業経営の改善を図るための取組」の目標を設定している助成対象者の総計を記載すること。

III 施設整備計画

1 融資活用型補助・追加的信用供与補助計画

(単位:円)

区 分	事業費 G=A+B+C +D+E+F	負担区分						備 考
		補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D	対象経営体負担経費		
						融資 E	自己負担 F	
融資活用型補助事業								経営体
施設の再建・修繕								
施設の撤去								
追加的信用供与補助事業								保証希望融資額: 円
計								

(注) (別添2) 経営体調査を添付すること。

2 附帯事務費

	事業費 Z=a+b +c+d	負担区分				適否 (市町村: II の1の 事業費の0.4%以内)
		補助金 a	都道府県費 b	市町村費 c	その他 d	
市町村附帯事務費						

[市町村附帯事務費の具体的内容]

具体的な使途

V 事業実施主体の概要

代表者名		所在地	
構成団体名		事務局を担当する組織の名称	
担当者名等	(役職) (氏名)	電話・FAX	

[添付資料]

1. (別紙様式第2-①号別添1)融資等活用型補助事業対象経営体調書

2. 計画位置図

計画位置図は、既存の市町村地形図等を用い、次の要領で作成するものとする。

(1)市町村を黒色の実線で囲む。(地図が市町村限定の場合は除く。)

(2)施行位置は、対象経営体ごとに色分けして図示し、実線を引いて余白面に当該事業の対象経営体名、事業内容を表示する。

3. 対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織、その他任意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料

4. 事業実施主体が定める本補助金の交付に関する規定又は要綱等

5. その他都道府県知事が必要と認める資料

融資等活用型補助事業対象経営体調査書

No	助成対象者	住 所	代表者名 (法人等の場合に記載)

I 被災の証明

1 対象となる被害

<input type="checkbox"/>	別途経営局長が定める農業被害に該当
--------------------------	-------------------

(注) 該当する場合にチェックをいれる。

(1) 市町村

① IVに掲げる施設は、上記の被害を受けていることを証明します。

② また、IVの地方公共団体による予算の上乗せ措置(単独事業含む。補助金分)活用状況のうち市町村分についても間違いありません。

③ 実施要綱別記2の第1の2の(1)のイの(ア)のdの実施に当たり、耐用年数の経過したもの(農業用機械)及び修繕により利用できるもの(農業用機械及び付帯施設)は含まれていません。

証明日: 平成 年 月 日

発行団体名 県 市

役職・代表者名 印

(2) 都道府県

IVの地方公共団体による予算の上乗せ措置(単独事業含む。補助金分)活用状況のうち都道府県分について間違いありません。

証明日: 平成 年 月 日

発行団体名 県

役職・代表者名 印

(注) 上記1の(1)及び(2)については、各市町村、都道府県において、助成対象者を取りまとめた一覧表として証明していただくことも可能

II 園芸施設共済

IVに掲げる施設に係る園芸施設共済加入の有無

<input type="checkbox"/>	園芸施設共済(特定園芸施設及び付帯施設)に加入している施設がある
<input type="checkbox"/>	園芸施設共済(撤去)に加入している施設がある。
<input type="checkbox"/>	全く園芸施設共済に加入している施設がない

(注) 園芸施設共済への加入状況について、該当する項目の□にチェックを入れること。

III 消費税及び地方消費税の確定申告の状況

本事業で助成対象とした整備内容の消費税及び地方消費税の確定申告の状況について、該当する項目に必ず「1」を記入してください。	
	本則の課税事業者として申告することが判明している
	簡易課税事業者として申告する又は課税事業者でないことが判明している
	上記のいずれかに該当するか判明していない

IV 事業内容等

(1) 施設の再建・修繕

No	事業内容 (施設名、規模等)	着工(契約) (予定)年月日	竣工(予定) 年月日	共済金支払通 知書の関連する 棟番号	施工住所
1					
2					

No	事業費(円) A	資金調達計画(円)						助成率 (%) G=B/A	園芸施設共済の うち特定園芸施設 及び付帯施設 の共済金支払額 の合計額 H	担保措置 の有無	
		助成金 B	融資 C	地方単独事業(補助金分)活用状況							自己資金
				計 D=E+F	都道府県単 独事業 E	市町村単 独事業 F	その他				
1	0			0				0	補助対象外	□	
2	0			0				0	補助対象外	□	
計	0	0	0	0	0	0	0	0		0	

No	被災施設の建設時における国庫補助事業の活用状況			原形復旧に該当するか否か (被災施設建設時に国庫補助 利用かつ再建の場合記入)	備考
	国庫補助事業	国庫補助事業名	実施年度		
1	□ 該当する		年度	□ 該当する □ 該当しない	
2	□ 該当する		年度	□ 該当する □ 該当しない	

(2) 施設の撤去

① 撤去施設の助成単価

ア	被覆材がガラスのハウス(1,200円/㎡)	ウ	被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス(自力撤去以外) (290円/㎡)	オ	畜舎(4,500円/㎡)
イ	被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス(880円/㎡)	エ	③と同じハウス(自力撤去) (110円/㎡)	カ	その他

② 施設の概要

No	①のうち該当する施設の助成単価	事業内容 (施設名、被災施設の規模)	着工(契約) (予定)年月日	竣工(予定) 年月日	共済金支払通知書の関連する棟番号	施工住所
1						
2						

No	事業費(円) A	資金調達計画(円)							助成率 (%) G=B/A	園芸施設共済のうち撤去の共済金支払額の合計額 H	備考
		助成金 B	融資 C	地方単独事業(補助金分)活用状況				自己資金			
				計 D=E+F	都道府県単 独事業 E	市町村単 独事業 F	その他				
1		0		0				0	補助対象外		
2		0		0				0	補助対象外		
計	0	0	0	0	0	0	0	0			

(注) 助成金の額は、事業費の2分の1に相当する額を限度とします。
 なお、園芸施設共済に加入している施設については、本事業の対象となる事業費に係る助成金の額と共済金支払額の2分の1に相当する額の合計額は、本事業の対象となる事業費の2分の1が上限です。
 共済金支払通知書の棟番号欄は、農業共済組合又は共済事業を実施する市町村から発行される共済金支払通知書の関連する棟番号を記載すること。
 農業用機械を導入する場合には、「被災施設の建設時における国庫補助事業の活用状況欄」のうち「実施年度欄」に国庫補助事業の活用の有無にかかわらず被災前の農業用機械の導入年度を入力すること。

V 農業経営の状況

(1) 農業経営の維持

項目	
農業経営の維持	<input type="checkbox"/> 引き続き農業経営を継続する場合にチェックを入れてください。

(2) 農業経営の改善を図るための取組

項目	被災前	被災後	備考
農業経営の改善に関する目標 (目標:)			

(注1) 事業実施要綱別記2の第1の1の(1)のイの(ア)のdのうち農業用機械を整備する場合に記載すること。
 (注2) 気象災害による農業被害の実施後及び実施前と比較し、以下に掲げるいずれかの農業経営の改善に関する目標を設定すること。
 (例) ①経営規模の拡大、②農産物の品質向上、③生産コストの縮減、④新規作物の導入等
 (注3) 注2の設定に当たっては、定量的な目標設定とすること。
 (注4) 注2の設定に当たっては、事業実施主体及び市町村と相談の上、地域の実情にあった取組としての目標設定とすること。

VI 融資の概要及び追加的信用供与補助事業の活用計画

項目	資金調達のうち融資の概要	
	融資①	融資②
金融機関名		
融資名		
融資金額(円)		
償還年数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用(※)	<input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望する <input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望しない	<input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望する <input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望しない

(注) いずれかのにチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

被災前と同程度の復旧を超える事業費

助成対象者名： _____

代表者名（法人等の場合）： _____

実施要綱別記2の別紙様式第2-1号別添1のⅣ事業内容等の欄の番号

- 1 助成対象とする事業内容と一体的に実施する経費の額（助成対象と助成対象にならない部分を含めた全体の額）

_____ 円

- 2 被災前の施設の復旧又は同程度の施設を取得する場合に要する経費の額

_____ 円

注1：上記の経費の額は、複数の見積もり等により求めることとする。

2：助成対象者を取りまとめた一覧表として証明していただくことも可能。

助成単価の市町村特認（都道府県協議用）

助成対象者名：_____

代表者名（法人等の場合）：_____

施設名：_____

1 通知で定める助成単価及び助成額

助成単価：_____円/m² 助成額：_____円

2 傾斜地等の施設の設置場所、施設の構造、附帯施設（本体施設とは別に相応の費用を要する場合に限る。）、工事内容、廃棄の状況等国が定めた助成単価によることが困難であることの根拠。

3 複数の業者から見積もり等を徴取することにより国の助成単価を超える撤去費用が妥当性であることの根拠。

4 市町村が発注する公共事業等の単価・歩掛かりを準用した積算と比較・検討した結果の根拠。

5 上記を踏まえ、市町村長が適正であると認める単価及び助成額

助成単価：_____円/m² 助成額：_____円

注：助成対象者を取りまとめた一覧表として証明していただくことも可能。

都道府県別実施計画(被災農業者向け経営体育成支援事業)

I 県別実施計画

区分	事業費 G=A+B+C+ D+E+F	負担区分						備考
		補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D	対象経営体負担経費		
						融資 E	自己負担 F	
1 事業費								
(1) 融資等活用型補助事業								経営体
施設の再建・修繕								
施設の撤去								
(2) 追加的信用供与補助事業								保証希望融資額 円
2 附帯事務費								適否(都道府県:1の事業費の1.7%以内 市町村:1の事業費の0.4%以内)
(1) 都道府県附帯事務費								
(2) 市町村附帯事務費								
計								

(注) 都道府県附帯事務費がある場合は入力すること。

[都道府県附帯事務費の具体的な用途]

	具体的な用途
都道府県附帯事務費	

II 事業完了(予定)年月日 平成 年 月 日

III 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1. 事業費	円	円	円	円	
(1) 融資主体型補助事業					
(2) 追加的信用供与補助事業					
2. 附帯事務費					
計					

[添付資料]

1. 都道府県が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
2. (別紙様式第2-3号別添1) 融資等活用型補助事業実施内容(内訳)
(別紙様式第2-1号) 被災農業者経営支援計画書
(別紙様式第2-1号別添2) 融資等活用型補助事業対象経営体調査書
3. 地方公共団体単独事業を活用している場合は、当該概要が分かる資料
4. その他地方農政局長が必要と認める資料

別紙様式第2-③号別添1
被災農業者向け経営体育成支援事業実施内容（内訳）

都道府県名	市町村名	融資活字型補助事業及び追加的信用供与事業の内容																				国庫補助事業の有無		経営改善目標設定の有無										
		地区毎の助成対象者の整理番号	助成対象者名（合計は経営体数）	対象者区分	被災の状況（対象となる被害）	被害を受けた施設	園芸施設共済加入の有無	原形復旧の有無	事業実施年度		整備内容	施設名称、事業内容等 ※〇棟、㎡	被災面積（㎡）	撤去の場合の上限（円）	除税額（円）	事業費（円）	国庫補助金額の算定				助成率（%）	特定園芸施設共済のうち特定園芸施設及び附帯施設、撤去の共済金支払額	共済金支払通知書の関連する機番号	融資概要			追加的信用供与事業費（千円）	1 （確認用）	事業名	経営改善目標を設定した場合、1を記入				
									年度（予定・竣工）	年度（竣工・竣工）							国庫補助金算定の基礎となる事業費（円）	助成金（円）	融資額（円）	計（円）				地方単独事業（補助金分）活用状況	自己資金（円）	金融機関					融資資金の種類	機関保証活用状況 （※併用する場合「1」を記入）	追加的信用供与事業活用の有無	保証希望融資額（円）
		地区計																																

- (注) 1 記入は、1施設を単位とする。
 2 施設の再建・修繕及び施設の撤去は、それぞれを分けて記載する。
 3 実施済の場合にあっては、実績又は実績見込みの内容を記入する。
 4 整理番号欄の項目は「整理番号表（融資活用・追加的信用供与）」を参照の上、該当する番号を記入する。
 5 事業内容に変更があった場合は、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載する。
 6 数値は「半角」、文字は「全角（カタカナ除く）」で記入する。